

奈良県告示第三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和二年五月十九日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
鹿ノ台歯科クリニック	生駒市鹿ノ台西一丁目一番一八	令和二年三月八日